

温室効果ガス関連情報基盤整備事業



【令和4年度要求額 (一般分)49百万円 (51百万円) 、(特会分)937百万円 (937百万円)】 環境省



地球温暖化推進法を確実に実施・運用するため、必要な調査を実施するとともに、運用・管理体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 気候変動枠組条約及び地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス排出・吸収量の算定及び温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の提出を行うこと。
- ② 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針（排出削減等指針）を公表すること。
- ③ 特定の排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け。（算定・報告・公表制度）
- ④ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、CO2排出削減と地域経済循環を促進する。

2. 事業内容

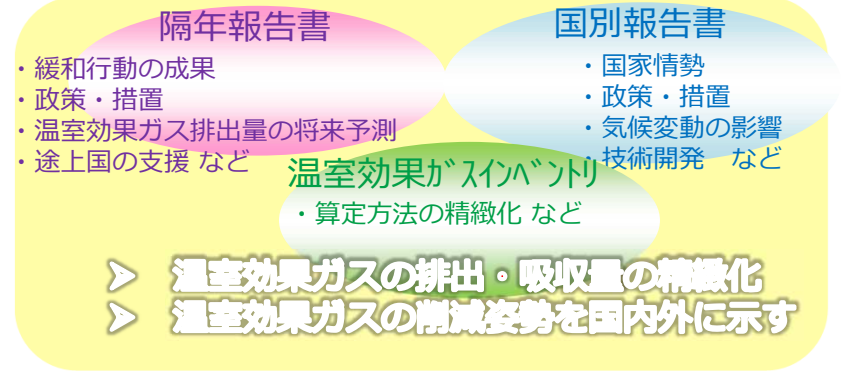
- (1) 温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業（418百万円）
 - ・精度の高いインベントリの作成による国内対策推進の基礎情報の整備。
- (2) 温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業（95百万円）
 - ・設備の選択・使用方法に関する排出削減等対策や、日常生活用製品等の提供に関して事業者に求められる取組等を示し、事業者の排出削減等の取組を促進。
- (3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業（159百万円）
 - ・事業者の温室効果ガス排出量把握と自主的削減に係る取組を促進。
 - ・サプライチェーン全体の排出量を把握するための排出量原単位データベース、排出量算定のガイドライン整備などを実施。
- (4) J-クレジット制度運営・促進事業（190百万円）
 - ・J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進。
- (5) 国別登録簿運営経費（74百万円）
 - ・継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、国連で技術仕様が定められた国別登録簿の運用保守を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託事業 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

<温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業>



<J-クレジット制度運営・促進事業>



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249 FAX：03-3580-1382